

令和3年12月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和3年12月23日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時45分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 なし

4. 会議出席職員

池田教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 楠田保育幼稚園課長 空閑生涯学習課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 松尾保育幼稚園課副課長 福元生涯学習課副課長 田久保文化課副課長 山下教育総務課庶務係長

5. 傍聴者

なし

6. 教育長の報告事項

・もう間もなく今年1年が終わろうとしている。新型コロナウイルス感染症についてはこのところ本当に落ち着いた状況であるが、昨日オミクロン株の初の市中感染ということが報道されている。私たちにできることは、感染防止対策を引き続きしっかりやりながら事業を展開することである。

・今年の主な事業として、学校では小・中学校に1人1台端末を活用するGIGAスクールのスタート。それぞれの学校で工夫しながら、今まさに活用をしている状況。文房具としての扱いをしながら授業に効果的に活用していくことを目指す。

・保育幼稚園課関係では、今年度当初、4月1日から県内の公立幼稚園・保育園等では初めての認定こども園三日月幼稚園を開園。それと同時に三里保育園を民営化したということ。

・教育総務課関係では、学校給食センターの改築事業、ここ数年来、審議会から答申、今回の市議会で工事請負契約の締結の議案を出し、令和5年9月稼働に向けて本格的にスタートするという事になっている。

・生涯学習課関係では、SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、施設整備として芦刈文化体育館の改修工事、今回の市議会の中で工事請負契約の締結を議案として提出し、改修工事が本格的にスタートしていくということ。

・1月9日の成人式は、コロナ禍では2回目。小城会場が2回を1回にすることで変更。感染防止対策をしながら、成人式を執り行っていく。

・生涯学習課関連の行事は、このところ予定どおり実施ができています。やれるところからどんどんやっていくということを進めている。

・文化課関連は、土生遺跡発見50年という大きな節目のときである。特別展を開いたり、いろいろな情報を発信し、最終的には2023年の指定50年までしっかり事業を展開して、歴史と文化の伝承に力を入れていくところのスタートを切ることができた。加えて来年1月15日、「佐賀うちどくフェスティバルin小城」が開催予定。うちどくの推進も進めていく。また教育委員会の

議案の中で、重要文化財の指定を議案として出している。土生遺跡関連で指定をしていきたい。

・今年はず年と違つて工夫をして、新しいものをつくり上げていくという年だつたのではないか、と思つている。教育委員会の抱えている施設において事業を展開する、市民の皆さんや子どもの居場所をしっかりと私たちが支え、事業を進める中で生き生きするような活動が引き続きできるように課題解決に力を注いでいきたい。

・1日、全体朝礼。初のオンラインでも視聴できる体制をとつている。学校では佐賀県の学習状況調査が1日、2日と実施。小学校4年生、5年生が国語、算数の2教科、6年生は国語、算数、理科、社会の4教科、中学校1・2年生は主要5教科、国、数、社、理、英の調査が行われた。

・2日、一般質問の市長勉強会。

・4日が今年度2回目の土曜授業。その日に平和の出前講座として、今年はず津中学校と芦刈中学校に知覧からおいでいただき、平和教育を実施。毎年、知覧から来ていただき、小城中と三日月中、芦刈中・津津中という形で、3年に1回、必ずどこかの学年でこの教育が受けられるようになっている。子どもたちにとっては、命とか家族愛とか平和について考えさせられる1時間であつたと思う。

・5日、令和3年度の小城市市政功労者表彰式。功労が4名、保健衛生功労が1名の5名の表彰。

・9日、議会の議案質疑。

・10日、教育長「こども表彰」、「早寝・早起き・朝ごはんカレンダー」の原画標語の入賞者の表彰式。

・11日、じんけんふれあい講演会と作文ポスター表彰式。同日津津高校の服飾デザイン科のファッションショーに参加。3年生が32名、洋装、和装それぞれ、3年間、積み上げられた学びの集大成を披露。こういった達成感を味わえるような教育活動と披露の場があるのはやっぱりいいなと感じた。

・12日が小城市文化連盟の表彰式と文化講演会。ここでも5名の方が文化連盟の会長の表彰を受けている。

・14日、文教厚生常任委員会、15日、小・中学校校長会、16日、教育支援委員会（4回目）開催。

・19日、第19回幸せのクリスマスの灯（あかり）点灯式。2年ぶり開催。多くの方々が、感染防止対策をしながら来場されていた。小城高校の吹奏楽部の演奏もあり、長時間ではなかつたが「幸せに」という願いの下点灯式が開催。

・20日、市議会の閉会。全ての議案が可決、承認されて終了。

・21日、経営戦略会議。22日、昨日から校長面談、27日までを予定。

・昨夜22日、小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会。三里保育園の民営化についての評価委員会。5名の委員の皆様へ評価をしていただくということになる。

・本日、定例の教育委員会で、午後、全国市町村教育委員会オンライン協議会

・明日24日、2学期の終業式。

・28日が執務納め式、教育委員会の執務納め式は17時。

・年明けて1月4日が執務初め式、教育委員会は11時から。

・9日、小城市の成人式。

【意見・質問】

なし

7. 議 事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【議案第 19 号】

小城市育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより、規則を改正する必要があるため。

様式 1 号から 15 号まで、主に申請者の押印の廃止と振り仮名の平仮名を片仮名に統一、他数か所の文言の修正。

【意見・質問】

○C委員

様式の休学届について、休学している間、育英資金は貸付されないということか。

○教育総務課長

休学の申出があった場合は、その期間、貸付は中止するということになる。

○F委員

説明の中で、振り仮名の平仮名を片仮名に直したということだが、後の議案の放課後児童クラブの場合には、振り仮名は平仮名ということになっている。何かルールがあるのか。

○教育総務課庶務係長

様式の中で、以前より様式によって片仮名表記の部分と仮名表記の部分と入り交じっていたため統一している。振り仮名というのは、もともとの規則のときには片仮名だったのが、改正するうち平仮名も入り交じっていたため。表記上どちらというのは恐らくないかと思うが、調べて、次回ご報告する。

○F委員

他の議案の様式においても平仮名の振り仮名の部分があるため、せっかくならば一緒に統一していただくほうがいいのかという気がする。

○教育総務課長

これは、ほかの規則、様式等もあるため、他の課および課内で確認しながら、この作業を見直すかそのまま行くかを検討していきたい。

○E委員

重要度でいけば、一番大切なものとか必要なものについては印が必要。その次に、印はなくてもいいけれども、自署をしてくださいというのが 2 番目。なので、今回自署という赤字がついている様式がある。それ以外で、特にそういった記述がないところは、パソコン等で自署でなくて記入、作成をしていいというふうに理解してよいか。

○教育総務課長

委員がおっしゃるように、自署を求めるところはあくまでも本人が申請。そのほか、印があるところは学校長の確認、こちらのほうが出す様式については印を押すようにしている。

○E委員

記載がない分はパソコン等で作っても差し支えがない。重要度的にはそのようになっているという認識でよいか。

○教育総務課長

委員のおっしゃるとおりです。

○F委員

様式第 10 号、育英資金の「貸付けの復活」という言葉があるが、「貸付け」を名詞で使う場合には「け」が要らないのかなと思っている。動詞で使う場合にはもちろん「け」が入ると思うが。同じようなところが様式第 11 号のところでもある。また第 15 号、返還免除願の 6 番のところ。返還免除を希望する理由、(1)から(4)、全て書くことになるだろうと思うが、何か家族構成の後のラインも何もないというふうな中で、ちょっと書きづらいのかなという気がした。

○教育総務課長

様式第 15 号に関しましては、1号から4号までであるが、こういう内容を書いてくれという1つの目安と思っていただければ。「貸付け」の文言だが、動詞で使うときは「け」が要る、名詞で使うときは「け」が要らないということ。これは法務の法制の担当に確認して、修正するかこのままでいくかを検討させていただく。

○F委員

関係するところで、後の議題に出でくる、協議の議案の小城市教育振興基本計画の 10 ページのところに施策 4 の上から 5 行目ぐらい。「保育の無償化、就学資金の貸付を行い」、これには「け」が入っていないが・・・。

○教育部長

条例規則の校正のやり方的に、過去とか現在の流れもいろいろあるが、今、委員がおっしゃるとおり、年々言葉の使い方の改正も入ってきている。

貸付けの「け」の字の部分というのが古い時代のやり方で作っているものがあって、現在では必要ないとか、そういうものもあるし、その文書法制の作り方という一つのルールもあるので、文書法制の担当に確認して、「け」の部分の必要性、必要なのか、不必要なのかの扱いも後日報告させていただきたい。また法制の作り方ということで言葉の使い方の違いがあるので、そこはご理解いただきたい。

○教育長

確認をして、指摘があったことで「け」が要らないのであれば、入れないで進めていくということで、改めてまた報告をさせていただきたい。

○C委員

E委員の質問に関連して印鑑を必要とするときは印鑑証明を添付ということが注意書きにあるが、その中でも、そういう書類が必要でない場合は自分でパソコンで入力して提出していいということか。

○教育総務課長

自署としている部分は必ず本人からの申出という意味もあるため自署としている。印鑑証明については、必ずこの方が印鑑証明、承認を得ているというものを証明する意味もあるため。印鑑証明も必要としているところ。

【結果】

承認

【議案第 20 号】

小城市給付型育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより、規則を改正する必要があるため。

様式 1 号から 13 号まで、議案第 19 号の修正と同じく、申請者の押印廃止によるものと、振り仮名は片仮名に、その他文言の修正。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 21 号】

小城市教育委員会の後援名義等に関する規程の一部を改正する訓令

◇教育総務課長が説明

別紙様式の 1 号、3 号共に、申請者の押印を廃止。

【意見・質問】

○E 委員

第 1 号（第 4 条関係）のほうの〔後援・共催〕名義使用事業実施報告書というのは、申請書ではないか。

○教育総務課長

これは実施申請書です。ご指摘ありがとうございます。

○教育長

ご指摘があったように、「報告書」ではなく「申請書」という間違いですので、訂正をお願いします。

○教育総務課長

様式第 1 号の表題は「〔後援・共催〕名義使用承認申請書」となる。

○F 委員

様式のあて名について「小城市教育委員会教育長様」、これが第 1 号と第 3 号、1 字送ってあるか、1 字送っていないかですが——頭のところ。

○教育総務課長

ご指摘ありがとうございます。これは文字列を統一する。

【結果】

承認

【議案第 22 号】

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 23 号】

小城市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 24 号】

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため

様式第 1 号、2 号、4 号、5 号、7 号、8 号、9 号、10 号、14 号、15 号、16 号までの申請印の廃止

【意見・質問】

○D委員

様式第 1 号から第 8 号までは文字が明朝体で書かれているが、第 9 号からいきなりゴシック体になっている。書体も統一したほうが見やすいのかなという気がする。途中抜けている様式もゴシック体が混在していたりするので、どちらか統一したほうがいいのかなど。

事務処理欄についてもゴシック体になっている。もし意図があるならば、そこは仕方がないのかなと思うが、統一ということでもいいのでは。

○教育総務課長

D委員からのゴシック体と明朝体が混在しているとのことご指摘については。各様式、統一し改めて修正を行いたい。下の事務処理欄等は係と相談し、各様式統一をさせていただく。

○教育長

統一した様式で進めるということで確認をさせていただく。

○C委員

いままでの議案は押印廃止という改正理由と説明いただいたが、私としてはこういう重要な申請書というのは、やっぱり印鑑を押すことによって本人の自覚が生まれるというか、そういう面があるのかなと、これは全国的にこういう書類の型式に今はなっているということか。

○教育総務課長

C委員の印鑑が必要か必要でないかというご質問について、基本、来られた住民目線で、例えば、窓口に来られたときに印鑑がないので申請受理できないとか、そういった住民サービスの支障を防ぐために押印を廃止する方向で検討しているところ。

○教育部長

委員のご指摘のように、全国的に国から地方まで印の廃止という方向が出ている。この理由の一つとして、市民サービスの向上、電子によつての申請ができる方向にということ。今現在使っている印については、ほとんど認め印的な印で、そこまで印の効力がないという判断も一つあるし、市民の立場から、本人が提出という確認が取れば、パソコンで作って持ってくる方法、それとプラス、真っすぐ電子データをメールで市役所に提出する方法、申請は、そういう方向まで今進んでいる状況。必要性に応じて市役所まで来なくていいというサービス、そういう部分を含めて、今、押印の廃止という方向に進んでいるところ。

ただ、借入れとか、重要な部分については本人確認、添付資料として印鑑証明と印がセットで申請をするというのは必要性があるからそういう形で残っているという現状である。

○C委員

印鑑証明が必要とされるような重要な書類に関してはもちろん印が必要になると。印がなくてもメールで送って、許可が取れるような書類に関しては、重要性の程度があるという理解でよろしいのか。

○教育部長

重要性のレベルに関して、本人が申請されているのかというのが重要な案件であり、それを確実に確認する義務が出てくることになるので、申請の届出される市民の方、受け付ける私たちの確認する作業というのはきちんとやっていかなければならない。

その業務の効率性について、市民の方が窓口に来なくていいように、今パソコン・スマホ・マイナンバーカードを利用して申請ができる、そういう方向が今進んでいるので、そのような申請に対しては印の必要性がないということでご理解いただけたらと思う。

○E委員

一時利用の件、一時入級についての件、申請書のところでは、「放課後児童クラブ一時入級許可申請書」、それに伴い、様式第10号(第11条関係)で、表題が「放課後児童クラブ一時利用クラブ変更申請書」と記載されているが、感覚的に一時利用変更でいいのではないかなということ、また記入の仕方、様式第2号、例えば、夏季休業中に入級を申請し、それが許可された後に、やはり変更ということで様式第10号を記入して提出するということになるのかなと思うが、説明をお願いしたい。

○教育長

ちょっと長時間になっているので、ここで一旦休憩を取り再開したい。

<休 憩> 5分

○教育長

再開する。教育総務課長の答弁から。

○教育総務課長

様式第 10 号のこの申請書は、例えば、今、桜岡の児童クラブに行っているが、夏休み期間中は、おじいちゃんやおばあちゃんのところに行くので、そのときに、例えば、牛津とか、そこのクラブの利用をするとき、一時的にクラブを変更したいというときの申請書になる。規則上こういった場合も想定した申請書となっているところ。

○A委員

この放課後児童クラブの申請書中、様式第 1 号、2 号は、生年月日のところが「(和暦)」と書いてあるが、一方ほかのところはただの生年月日の部分もある。統一していたほうがいいのかと思うが。

○教育総務課長

A 委員ご指摘の様式は和暦になっているとのこと。係と相談し後で修正または変更を協議して方向性を決めていきたい。

【結果】

承認

【議案第 25 号】

小城市立歴史資料館条例施行規則の一部を改正する規則

◇文化課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため。様式第 1 号の申請印の廃止。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 26 号】

小城市小城文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

◇文化課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため、様式第 1 号の申請書について廃止。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 27 号】

小城市史跡土生遺跡公園条例施行規則の一部を改正する規則

◇文化課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため、様式第 1 号、様式第 3 号、いずれも申請者の押印廃止。

【質問・意見】

なし

【結果】

承認

【議案第 28 号】

小城市牛津会館条例施行規則の一部を改正する規則

◇文化課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため、様式第 1 号の申請者の押印廃止。

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 29 号】

小城市牛津赤れんが館条例施行規則の一部を改正する規則

◇文化課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため、様式第 1 号の申請者の押印廃止

【意見・質問】

なし

【結果】

承認

【議案第 30 号】

小城市重要文化財の指定

◇文化課長が説明

小城市文化財保護条例第 4 条第 3 項に基づき、小城市文化財保護審議会へ指定について諮問をする必要があるため。指定する文化財は、今年、発見 50 年を迎える土生遺跡から出土した木製品 83 点。

土生遺跡は昭和 46 年に発見され、調査の結果、昭和 48 年に日本国内における初期農耕文化を知る上で大変重要な遺跡であるということで国史跡となっている。土生遺跡から出土したものの中には、国内初めて出土した木材加工の仕上げに用いるヤリガンナの鋳型、踏鋤と呼ばれる農耕

具については、佐賀県重要文化財へと指定をされている。

【意見・質問】

○C委員

今回 83 点が小城市重要文化財として指定された後は、どこかに展示される予定か。

○文化課長

令和 5 年度の史跡指定 50 周年に併せて、今年度、来年度、そして、再来年度、特別展を行っていきたいと考えている。

【結果】

承認

第 2 協議事項

【協議第 8 号】

第 3 次小城市教育振興基本計画の策定について

◇教育総務課長が説明

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 号の規定に基づき協議するもの
小城市総合計画の前期基本計画を踏襲しつつ、令和 4 年度から令和 7 年度までの方針や目標などを再設定したもの。1 月にパブリックコメント、3 月に公表予定。

【意見・質問】

○C委員

文化課の施策 8 自主的な取り組みの推進、目標達成のための成果指標、「文化人財バンクの派遣件数」この文化人財バンクを具体的にご説明いただきたい。

○生涯学習課長

これは小城市の文化連盟の方々活動の中で得た知識・技術を小学校・幼稚園へ、また文化連盟が活動される中で一般の方々へ学んだ技術を地域への還元ということで活動をされている件数。

令和 2 年が 47 と少なかったのはコロナの関係で活動が自粛されていた、そういった教室とかが開催できなかったため。その直近のコロナの影響を受ける前は三百何十件とかというような派遣があっている。

○E委員

施策 7、施策の目標の冒頭に「また、」とあるのはなくてもいいのかなというのが 1 つ。加えて 1 月のパブリックコメントの方法を教えてください。

○生涯学習課長

施策の 7、生涯学習、生涯スポーツの環境の充実ということで、生涯学習の部分の施策の目標の前段が抜けているものと思われる。ここは文章を追加表記したいと思っている。

○教育総務課長

パブリックコメントの方法について、1 月 20 日発行の広報誌とホームページに掲載、また教育総務課の窓口に掲載できるように資料を置く。以上のように行いたいと思っている。

○A委員

人財バンクのところ、直近値と目標値がコロナ感染の拡大防止のため、随分差があり過ぎて、目標値がどうしてその目標値になったのかなと分かるためには、やはり直近値のコロナがはやる直前の年の数値が知りたいなと思う。その数値があまりにもかけ離れているようなところが何箇所かあると思うので、そういう数値を参考に載せていたらいいかなと思う。

施策4子育て環境の充実の分で、真ん中より下のほうに、(3)施策の目標達成のための成果指標で、成果目標の中に「安心して子育てができるまちと思う市民の割合」の表記、「まち」が平仮名で、「まち」にかぎ括弧をつけたらどうかなど。

○教育総務課長

A委員ご指摘のこの「まち」というところ、調査元が市民アンケートであり、この担当は企画政策課であり確認して合わせたいと思う。

○教育長

直近値の参考は記載することは可能か。

○教育部長

13 ページの文化人財バンクの派遣数の目標値と直近の数値の差、その部分を分かりやすくするために下のほうに参考数値の説明を入れるとか、三百何件の実績があったところの欄を1段増やすのか、そういうところを工夫したい。

【結果】

了承

【協議第9号】

小城市公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画の策定について

◇教育総務課長が説明

小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき協議するもの。

先ほどの協議第8号と同じく、1月にパブリックコメントを行い、3月に公表。

個別施設計画について、文部科学省からは補助金、交付金の対象となる事業においてはこの個別計画の策定をしてくれということでは言われているところ。計画期間としては10年。計画対象施設は、小・中学校と、施設として小城と芦刈の給食センターを掲載している。

公共施設等総合管理計画での方針について、現施設について定期的な点検を行いながら計画的な修繕・改修を行うことで長寿命化を図るとしている。今回の個別施設計画は今後10年間の施設の方針を示している。

小学校では、当面は現施設の定期的な点検を行いながら、計画的な修繕・改修を行うことで長寿命化を図る。また、学校統合について、必要な場合は検討する。

中学校は、当面は現施設の定期的な点検を行いながら、計画的な修繕・改修を行うことで長寿命化を図る。

その他の施設として、当面は新給食センターの建設により、小城市学校給食センター、三日月小給食室、牛津小給食室、砥川小給食室を一本化する。小城市芦刈給食センターについては現施設の定期的な点検を行いながら、計画的な修繕等を行うことで運営を行うこととしている。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

第3 報告事項

【報告第38号】

小城市小柳育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより規則を改正したため報告するもの。議案と同じく、各種様式の申請印の廃止を行っている。またこの規則は市の規則。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

【報告第39号】

小城市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の一部を改正する告示について

◇教育総務課長が説明

申請様式の押印見直しにより要綱を改正したため報告するもの。申請印の廃止。市の要綱。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

8. その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

①佐賀新聞社「第62回都市対抗県内一周駅伝大会」、来年2月18日から20日まで。後援で許可。

②佐賀県スポーツ推進委員協議会「第64回佐賀県スポーツ推進委員研究大会」、来年2月26日、共催で承認。

③佐賀シティビジョン株式会社「第5回ぶんぶんテレビ杯ミニバスケットボール大会」、来年1月15日、16日。後援で許可。

④佐賀県人権・同和教育研究協議会「第2回人権・同和教育・啓発に関する研修会（A） 第8回人権・同和教育推進に関する研修会（B）」合同の研修会、1月28日、後援許可。

⑤黄美会「第46回黄美展」、来年1月4日から、後援で許可。

⑥佐賀うちどくネットワーク「令和3年度 第8回佐賀うちどくフェスティバルin小城」、来年1月15日、ドゥイング三日月にて後援で許可。

以上申請6件、承認6件。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(2) 令和3年度卒園式及び令和4年度入園式について

◇保育幼稚園課長が説明

令和3年度卒園式及び令和4年度の入園式の日程について、公立園、私立園、19施設、2施設に日時が入っていないのは計画中のところ。

○教育長

小学校と中学校と同じく、幼稚園のほうも今のところ来賓は呼ばないということで進めさせていたっている。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(3) 令和4年小城市成人式について

◇生涯学習課長が説明

日時は令和4年1月9日日曜日、小城会場は14時開式、その他の三日月、牛津、芦刈会場は12時30分開式。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(4) 令和3年度第8回佐賀うちどくフェスティバルin小城について

◇文化課長が説明

開催期日、令和4年1月15日土曜日、1時半からドゥイング三日月で開催。

主催は伊万里図書館内の佐賀うちどくネットワーク、小城市も開催地として実行委員会を組織し、教育長を筆頭に準備を進めてきているところ。

当日は三日月中学校合唱部によるうちどくテーマソングの紹介、三里小学校とおはなし会「三日月」による、うちどく実践発表を行う。

基調講演は自動車図書館「本丸くん」のイラストデザインを描いた絵本作家の川端誠さんをお願いしている。

教育委員会では重点目標の一つとして、広い教養の育成とうちどくの推進を掲げている。このイベントによって、小城市でうちどくの輪がさらに広がることを期待している。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 1月27日(木) 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(非公開)

【承認】

【議案第31号】

教育委員会事務局職員の人事異動について

【承認】

第2 報告事項

【報告第40号】

特別支援教育就学奨励費の認定について

【了承】

【報告第41号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】

【報告第42号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】